

## 5、温熱環境・I初年-消費量に関すること


H30.09

### ■ 5-2 一次エネルギー消費量等級のグループ分けの考え方

住戸のグループ分けは下記の条件により、同一住戸ごとに分類する。

- ① 非住宅・住宅計算方法の場合
  - i) 等級住戸ごと
  - ii) 外皮面積・外皮平均熱貫流率(UA値)・暖房期平均日射熱取得率( $\eta$ AH値)・冷房期日射熱取得率( $\eta$ C値)が同一ごと
  - iii) 住宅の床面積(床面積の合計・主たる居室・その他の居室の床面積)が同一ごと
  - iv) 設備(含む、通風利用・蓄熱利用等)の仕様が同一ごと
- ② 住宅仕様基準2の場合(等級4のみ)
  - i) 設備の仕様が同一ごと

### ■ 設計内容説明書の作成

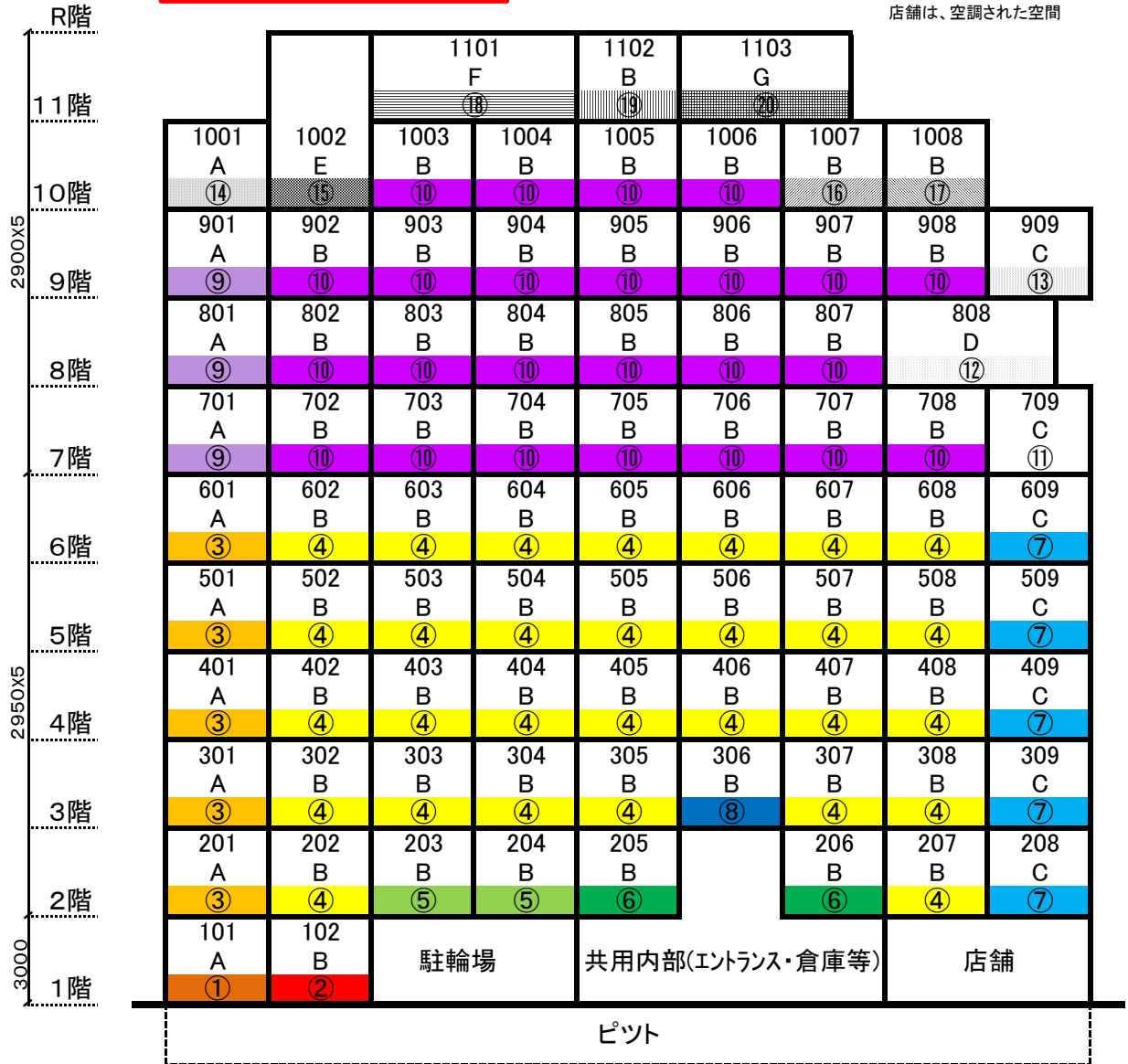
- ① 共通
  - 1) 「適用する基準」ごとに、設計内容説明書の用紙を分けて作成する。
  - 2) 住戸番号欄に住戸番号を記入する。住戸数が多い場合は別紙参照・グループ分け図の代表住戸番号の記入でも良い(例：101他)。
  - 3) 自己評価等級欄に、申請等級を記入する。
  - 4) グループ別評価確認欄・確認欄は、UHECで記入するので、申請時は口印とする。
  - 5) いずれかのグループに採用する設備(方式・機器・器具等)が有る場合、設備を選択する。  
※「採用する設備」がプルダウンにない場合は、採用する設備名を直接入力する。
  - 6) 「設備を設置しない場合」、又は「方式・機能等を採用しない場合」は、未記入又は口印のままとする。
- ② 非住宅・住宅計算方法の場合
  - 1) グループごとの、「設計一次エネルギー消費量」「基準一次エネルギー消費量(等級4・1の場合は「省エネ基準値」、等級5の場合は「低炭素基準値」)」を記入する。
  - 2) 基本等
    - i) 通風・蓄熱・床下換気方式を採用する場合、口印を■印とし該当グループに●印を記入する。
  - 3) 冷暖房
    - i) 冷暖房機器を設置する場合、設置する場所の口印を■印とし「採用する設備」を選択すると共に、該当グループに●印を記入する。又、「採用する設備」に熱源器・配管が有る場合は、熱源器の種類・配管通過空間も選択する。  
**配管通過空間が「全てもしくは一部が断熱区画外」の場合は、●印を記入しない。**
  - 3) 換気
    - i) 採用する「換気設備方式」を選択し、該当グループに●印を記入する。
    - ii) ダクト式の場合、採用する省エネ対策の口印を■印とし、該当グループに●印を記入する。
    - iii) 1種換気で熱交換型換気を採用する場合、口印を■印とし、該当グループに●印を記入する。
  - 4) 給湯
    - i) 「熱源機の種類」を選択し、該当グループに●印を記入する。
    - ii) 採用する「ふろ機能・配管方式・水栓の機能・高断熱浴槽」の口印を■印とし、該当グループに●印を記入する。
  - 5) 照明
    - i) 室用途ごとに照明器具設置の有無・器具(球)種類を選択し、該当グループに●印を記入する。
    - ii) 採用する設備(調光・人感センサー等)の口印を■印とし、該当グループに●印を記入する。
  - 6) 発電
    - i) 採用する設備の口印を■印とし、該当グループに●印を記入する。
- ③ 住宅仕様基準2の場合
  - 1) 暖房・冷房・全般換気・照明・給湯のそれぞれの設備について、住宅仕様基準2で示す設備仕様(「標準設備」)以下の設備を選択する。
  - 2) 「標準設備」以外を採用する場合は、算定プログラムを用いて「同等以上の評価となるもの」の確認を行ない、同等以上の設備機器を採用すること。
  - 3) 算定プログラムを用いて「同等以上の評価となるもの」の確認を行ない、同等以上の設備機器を採用する場合は、設計内容説明書の  内に採用設備の仕様を記載すると共に、計算書・関連図書を添付する。

■ 5-2 一次エネルギー消費量等級のグループ分け図

H27.04

非住宅・住宅計算方法の場合

条件: ピットは、外気に通じる空間(その他床)  
共用内部は、非空調で閉じられた空間  
店舗は、空調された空間



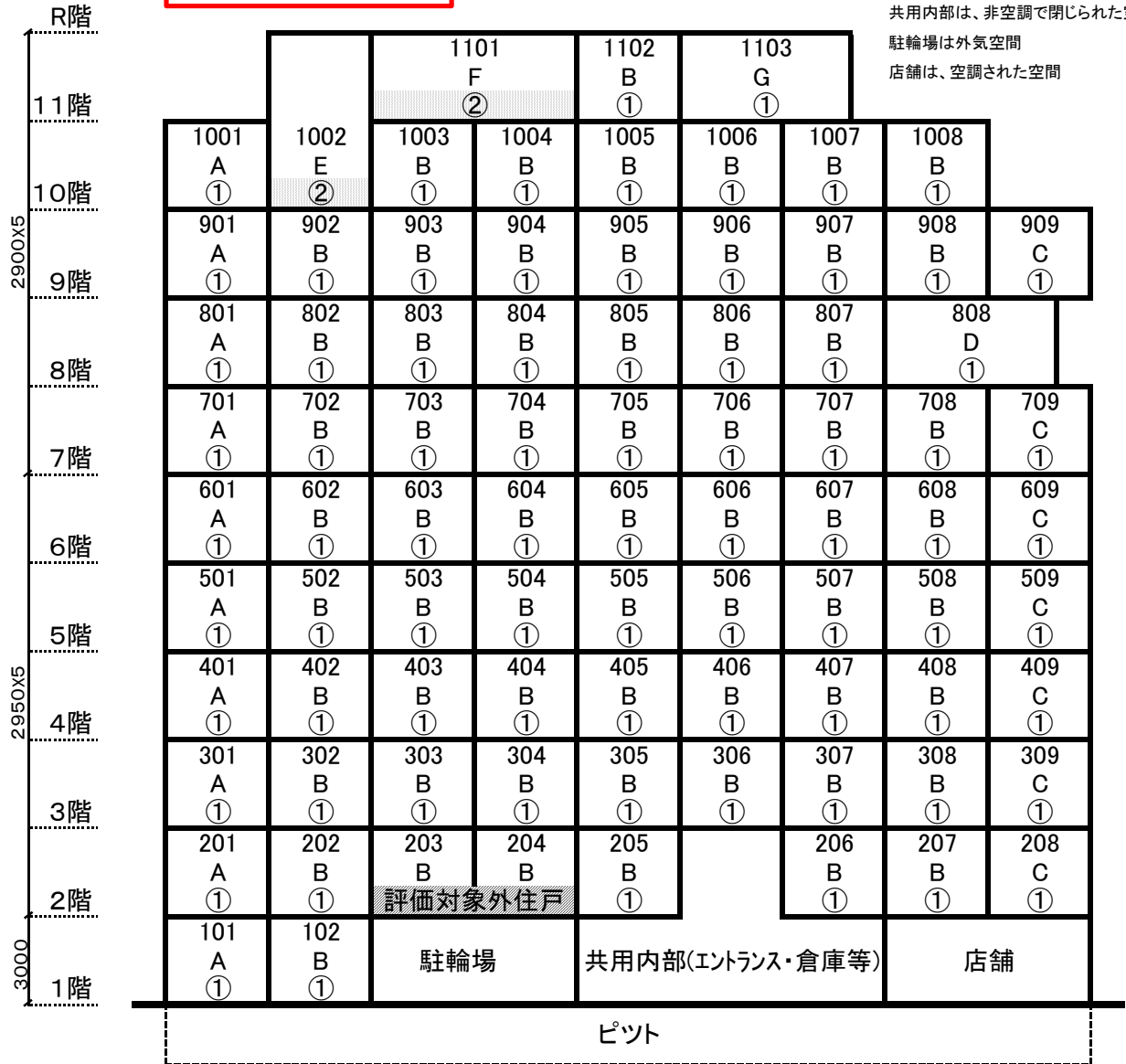
グループ番号	タイプ名称	住戸番号	分類条件
①	A	101	通風採用,主居室調光
②	B	102	主居室マルチエアコン、1種換気、熱交換、主居室調光、人感センサー
③	A	201・301・401・501・601	主居室床暖無、高断熱浴槽無、
④	B	202・207・302~305・307・308・402~408・502~508・602~608	ヘッダー方式(分岐後配管が13A以下)、高断熱浴槽無、
⑤	B	203・204	その他居室冷暖房機器ルームエアコン(は)、その他居室白熱灯以外
⑥	B	205・206	
⑦	C	208・309・409・509・609	
⑧	B	306	その他居室冷暖房機器ルームエアコン(は)、配管一部断熱区画外
⑨	A	701・801・901	
⑩	B	702~708・802~807・902~908・1003~1006	
⑪	C	709	
⑫	D	808	
⑬	C	909	
⑭	A	1001	
⑮	E	1002	
⑯	B	1007	
⑰	B	1008	
⑱	F	1101	非居室人感センサー
⑲	B	1102	
⑳	G	1103	その他居室冷暖房機器ルームエアコン(は)、

■ 5-2 一次エネルギー消費量等級のグループ分け図

H27.04

**住宅仕様基準2の場合**

条件: ピットは、外気に通じない空間(その他床)  
 共用内部は、非空調で閉じられた空間  
 駐輪場は外気空間  
 店舗は、空調された空間



グループ番号	タイプ名称	住戸番号	分類条件
①	203・204・E・F以外住戸	101・102・201・202・205・206～208・301～1001・1003～1008・1102・1103	標準設備
②	E・F	1002・1101	換気設備が同等性確認仕様



